（本號ハ十頁）　（明治三十五年十二月廿三日　郵便信書認可）　明治三十八年三月二十三日　第四千二百三十七號　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報は毎號八百乃至十二頁にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外郵送には此他後に掲ぐる郵送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金貳圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（祝祭日ハ翌日休刊）

●前金　一旦受取ったる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報郵送料

一　日本國內通信に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山港　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中亞米利加、米國若くは加奈陀を經て寄送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

	一行五號活字四行詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上廿日迄
一行	二〇付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下に引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本紙廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京並に地方を始め各府縣に通信員なるものありて是より各新聞社に報道を寄送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社相互の記事を掲ぐるみと雖かども時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し為めに行違ひを生じたる場合も是からされば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け寄送あらんみとを請ふ

時事新報社に通じたる投書の原稿は凡て寄稿者に返送せず又本社に保存せず

時事新報

支那政府の窮策

我國は目下支那政府が只管諸國に拉附て日本をして孤立の境遇に陷しめんとするが如くに見ゆるは如何なる事ぞ我國は日本政府の最初より支那政府に對して事を構へ